

令和 6 年（行ウ）第 8 5 号 地位確認等請求事件

原告 （閲覧制限）ほか 9 名

被告 国

原告ら弁論要旨  
(原告ら以外の陳述書等について)

2 0 2 6（令和 8）年 3 月 1 1 日

東京地方裁判所民事第 2 部 D b 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 塩 生 朋 子

**第 1 一般市民からの陳述書等**

原告らの後ろには、選択的夫婦別氏制度の導入を切望している多くの  
人々がいる。原告ら訴訟代理人は、原告ら以外からも広く陳述書を募集  
し、900 通を超える意見が集まった。その他も合わせ、合計 1500  
を超える声を証拠として提出する。

**第 2 陳述書等の内容**

①何十年にも及び、②全国各地で、③全世代にわたり、④女性も男性  
も、⑤仕事の有無や内容によらず、本件各規定によって様々な困難に直  
面しており、選択的夫婦別氏制度の実現を切実に求めていることが明ら  
かとなった。

その一部を紹介する。

## 1 改氏により人格権侵害が生じていること

### (1) 自身が改氏したという香川県の男性：

「長年当然のように私自身を表してきた姓を、自分の意思に反して手放さなければならなかったあの時の喪失感と、不本意ながらも受け入れざるを得ない状況への無力感は、今でも鮮明に心に残っています。」

「日常生活や社会活動のあらゆる場面で、旧姓が全く使えない、あるいは使えても極めて限定的であるという厳しい現実と直面しました。公的あるいはそれに準ずる場面では、必ず法律上の新しい姓を使わなければなりません。その度に、自分が本来の自分ではない、まるで『偽名』を使っているかのような、あるいは自分の一部を隠しているかのような感覚に陥り、精神的な負担を感じていました。自分が長年培ってきた社会的な信用や個人としての繋がりが、法的な氏名変更によって分断されてしまうかのようなようでした。」

「旧姓併記は、不便さを解消するどころか、むしろ私の自己肯定感を著しく低下させる要因となりました。なぜなら、これらの公的書類に併記される旧姓は、あくまで戸籍上の氏名の『補足情報』という扱いで、多くの場合、現行の法律上の姓の横にカッコ（ ）書きで小さく添えられているだけだからです。これは、『あなたの本当の、法律上の姓はこちら（カッコの外にある現在の姓）であって、カッコの中にある旧姓はあくまで過去の、あるいは便宜上の便宜的な名前ではない』と、公的な場で常に突きつけられているかのように感じられます。自分のアイデンティティの根幹であるはずの姓が、カッコの中に入れられ、付随情報として扱われる屈辱感は、言葉では言い表し難いものです。」

「さらに、この旧姓併記がされている公的書類を、例えば病院の受付や自治体の窓口など、全く知らない初対面の第三者に提示するたびに、私が結婚によって姓を変えたという、通常は他人に知られる必要のない

い非常に個人的な情報を、無尽蔵に、そして強制的に披露させられることになります。これは、プライバシーの侵害に他なりません。精神的な苦痛を伴います。」

(2) 東京都の20代女性：

「一個人として尊重されていたはずの私が、結婚を機に当然のように〇〇家の嫁というレッテルを貼られ所有物のように扱われる。自分の苗字、つまり自分のルーツやアイデンティティを切り離される。その違和感と理不尽さに、私は深く傷つきました。」「私はこの1年、何度も涙を流しました。『私が女性じゃなかったら』」

(3) 兵庫県の60代女性：

通称使用は「決して十分ではありませんでした。その積み重ねは、私の心を凹ませ続けてきました。氏名は人格の表象であり、自分が本名と思うものを堂々と名乗ることができないことが続くことは、堂々と社会に自分を出せないということとイコールであり、それが長年続きますと、人としての誇りは棄損され、個人の尊厳は脅かされるというのが実感です。」

(4) 埼玉県20代女性：

「ジブリ映画の千と千尋の神隠しや、夏目友人帳という作品にも名前が大きく関わっておりますが、両作品には相手の名前を奪って相手を支配するという共通の内容があります。名前はアイデンティティであり、自分の生まれた意味である。夫婦同姓制度はそれを奪い相手に支配される感覚になる。私が陥っている感覚はまさにこれだと感じております。」

## **2 配偶者間における不平等（一方のみが改氏を強いられ、かつ、それが女性に偏っているという二重の差別）**

### **(1) 京都府の20代男性：**

「何より辛いのは、女性の側が姓を変えることが圧倒的に一般的であるがゆえに、二人の間に不平等が生まれてしまうことです。これまでの社会的規範をパートナーが感じ、自身を変えることを甘受するかもしれませんが、私は、その状況に耐えられません。」

## **3 夫婦同氏でなければ家族の一体感が得られないということはないこと**

### **(1) 別氏家庭で育ったという香川県の10代女性：**

「生まれた時から別姓家庭で育ってきた子供は全く可哀想ではないということです。考えるべきは、“家族が同姓になることを望むかどうか”です。私は『望まない』と答えますし、ほとんどの別姓家庭の子供も、同じように答えると思います。私が知っているのは、私とは姓が違う母であって、私と姓が同じ母ではないのです。」

## **第3 まとめ**

以上、陳述書等においては、①自己の氏は、自己のアイデンティティの根幹であり、個人の尊厳の基礎をなすものであること、そして、国家が個人に改氏を強制することは、人格権の侵害であること、②夫婦の一方のみが改氏を強いられ、かつ、それが女性に偏っているという、二重の差別として、配偶者間における不平等があること、③さらに、夫婦同氏でなければ家族の一体感が得られないということはないことが、各個人の経験から明確にされている。

裁判所は、改氏の問題が、単に不都合や不便といった話ではなく、一人ひとりの人権及び不平等の問題であるということを正面から受け止め、違憲の判断をすべきである。

以上